

## むらづくりのルール = 自治基本条例 (仮称) の制定に向けて

H 1 9 年 4 月 / 地域振興課

本村の新しいむらづくり = 参画と協働をすすめるためのむらづくりのルールとして、自治基本条例 (仮称) の制定に取り組みます。

自治基本条例とは・・・

住民の参画や情報の共有システム、行政との協働の基本理念・方針などについて、自治体独自に制定されるもので、「自治体の憲法」と呼ばれているもの。

全国で制定されつつある・・・(別紙 1)

北海道ニセコ町にて 2 0 0 0 年に「まちづくり基本条例」として制定されたのが全国最初と言われ、その後名称や内容を多少異としながら、全国の市町村に広がっている。地方分権改革により、国や県からの指導性が弱まり、自治体が自ら自治の基本方針を定める必要から取り組まれている。

本県では、本年 3 月、北栄町で制定され、鳥取市、岩美町などで策定作業中である。倉吉市では「市民参画条例」、境港市では「みんなでまちづくり」条例として取り組まれている。県においても自立のための重要テーマとなっており、今後、市町村にとって必要不可欠なテーマとして注目されることは間違いない。

その内容について・・・(別紙 2)

内容的にも自治体毎に異なるが、地方分権時代に相応しい「自立・共助」「情報共有」「参画協働」など、むらづくりの基本原則や理念を定めるものである。

本村の場合、すでに様々な住民参画の取り組みがなされており、その手法やシステムを、条例に定めてルール化し、村民の皆さんと確認するものになるう。

(公募委員やワークショップ、各種説明会・懇談会やアンケート、コミュニティ施策など。住民投票などをルール化しているところもある。)

[参考] 兵庫県旧生野町では、2 0 0 3 年 6 月、7 章 3 5 条が定められている。

第 1 章「まちづくりの基本原則」 第 2 章「町民の権利と責務」

第 3 章「町と議会の役割と責務」 第 4 章「参画・協働の推進」

第 5 章「信頼される行政」 第 6 章「連携・交流」 第 7 章「最高規範性」

条例化のプロセスが大切・・・

この条例化に向けては、その内容決定や制定を急ぐというより、村民の皆さんと研究協議を重ね、誰にもその意義を理解いただき、お互いの権利と義務に関わるものとして深く浸透させていくことが重要である。

本村での制定を目指して・・・

これまでむらづくり講座等においても、この条例等について講師からの言及もあり、第 5 次総合計画の見直しにあたり、今後のむらづくりの柱の一つとして盛り込んだもの。すでに、行政懇談会で方針提案しており、3 月には辻山幸宣先生を講師に庁内及び一般対象の学習会を開催した。

全職員をあげて、また村民参画により制定に取り組みたい。

“自治体の憲法”

## 日吉津村自治基本条例（仮称）の必要性

～私たちのむらづくりルールと協働システムを～

### （１）分権自治のシステムづくり

地方分権改革により、自治体の権限や責任が拡大しつつあるものの、本村では、職員数にも限りがあるため、総合的な政策や専門的な対応力に不安がある。今後第二次の分権改革や道州制への移行など、より大きな波が予測される中で、本村が村民とともに自己決定していくシステムを確立する必要がある。（自治基本条例は、まず行政と議会、住民、地域の関係などを定義し、確認していく作業である。）

### （２）村民への情報提供と財源の有効活用

厳しい財政状況のなかで、限られた財源を有効活用するには、まずは村民へ情報提供を工夫徹底し、村民の目線で施策の優先度等を選択していく必要がある。（自治基本条例は、行政からの情報提供や村の施策決定の基本的な考え方やルールなどを定めて、村民の皆さんに理解していただく作業でもある。）

### （３）行政と村民の協働のむらづくりの推進

小さな村として単独存続するためには、行政と村民が協力しあったり、役割を分担しながら、協働のむらづくりをすすめる必要がある。活発な地域コミュニティ活動を持続させるためには、地域の役割を再認識し、人材発掘や村民参画を進めていきたい。（自治基本条例には、村民の役割や協働のルールを定めて、村民にできることは村民の手で実施し、その能力を活かしていく、そんな村づくり理念を浸透させていく作業でもある。）

### （４）多様な価値観と村民参画ルールの確立

めまぐるしく変化する社会環境のなかで、村民の中には、多様な意識や価値観があり、行政へのニーズや村づくりの考え方についても認識はまちまちである。そのなかで、本村が世代や性別、地域性を越えて一体感をもって発展していくためには、今こそ、村民参画のルールを定めておく必要がある。（自治基本条例は、村民参画のあり方を示し、重要な案件については、住民投票等で決定する、などのルールを定めていくものである。）

## 策定委員等の考え方

策定委員会 村民公募の委員と村長推薦委員で20名程度、学識経験のアドバイザーも適宜出席。さらには、職員代表も数名いれる予定。

条例にいかなる項目を入れるか、その内容は・・・など策定作業の中核をなすもの。従来の審議会等のように、村長・担当課からのたたき台に意見を出し承認していくというスタイルではなく、まずアドバイザーを囲みながら学習しあい、村民委員が中心となって基本的な方向性を示していくものとする。事務局（及び職員代表）は、村民委員とともに、新しい村づくりを考え発言しながらも、行政的な大まかな課題や情報の提供に努める。

### アドバイザー委員

村民啓発や委員の学習の面からも、学識委員として出席いただくアドバイザーは、大変重要。村民委員をはじめ職員にとっても、貴重な学習・研修機会を提供いただける人を確保したい。アドバイザー先生から直接お話が聞けて、意見交換もできる、それが楽しみで頑張る・・・という形に出来れば素晴らしい。そこで県外からでも、理論的な見識があり、村づくりや村民意識にも精通している方（中川幾郎先生をお願いしている）ともう一人、周辺から来ていただける方（近隣の研究者）を迎えたい。また、法制に詳しい人も必要だが、村職員で担当者が確保できなければ、県からそういう職員をアドバイザー委員として派遣要請するという法もあるかとも。

### プロジェクトチーム

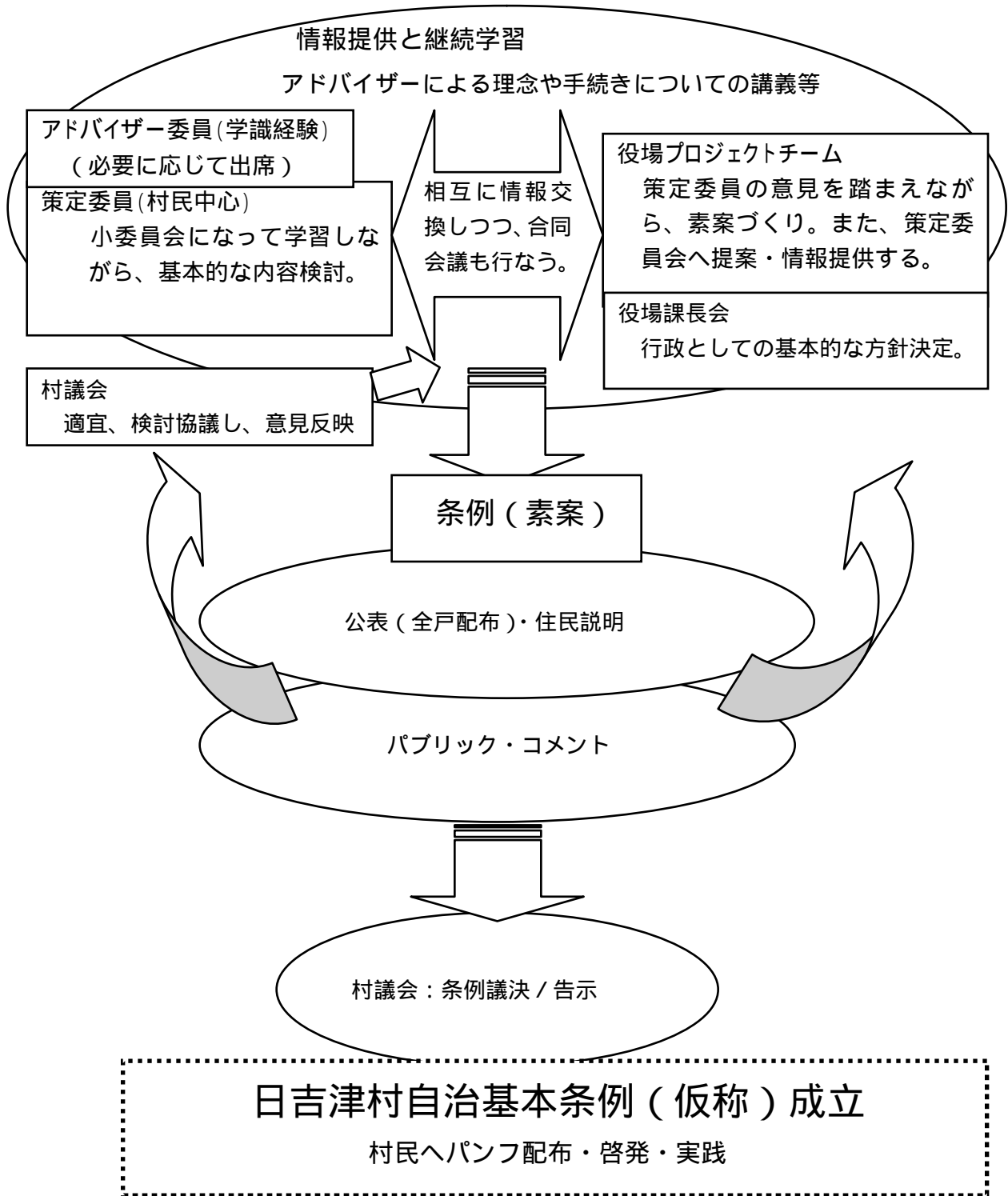
職員代表による作業チーム。出来れば従来の各課代表ではなく、まず自発性に基づいて立候補を受けた後、多少のバランスを考慮しながら適宜補充していきたい。（法制担当という面からも総務課代表として、1名は加わっていただきたい。）事務局の他に8名程度は必要かと。

課長会 プロジェクトチームと並行して、議論検討し、役場としての一定の方向性を決定していく。

議会 自治体の原則として、住民・行政そして議会の3者のバランスが取れていることが大切である。自治基本条例にも議会の役割や責務が盛り込まれるべきなので、条例案検討の段階から参画いただく必要はあるが、まずは住民学習や協議を深めるために、少し距離をおいていただき、終盤に意見反映をいただくか、それとも、策定委員会から2名程度参加いただくか。

・・・検討の要すところ。

< 策定・制定の体制 >



< 手順 >

	策定委員 / アドバイザー		庁 内		議 会	備 考
	村民委員 ( 20 名程 度 )	学識委員 ( 2 名程度 )	課長会 ( 11 名 )	職員プロシエト ( 8 名程度 )		
H19 年 3 月			庁 内 学 習 会 ( 3/22.23 ) 「自治基本条例とは何か」			
7 月 上中旬				公募・選考		
7 月 下旬	設置要綱 募集要項			設置		
8 月 月上旬	公募・選考 ( 各 10 名 )	事前打合	学習会 8/6 ( 月 )			外部 講師
8 月 中下旬	設置		学習会 8/17 ( 金 )			外部 講師
9 月	アドバイザー ( 学識委員 ) による 自治基本条例についての学習会				村 の 方 針 説明	
9 月 ~ 12 月						
H20 年 1 月 ~ 2 月	素案 全戸配布  住民説明会  パブリック・コメント					
3 月					条例提案 " 議決	
4 月 ~	パンフレットを作成・配布 / 村民への浸透					